

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第8号

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例を廃止する条例

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成5年岩手県条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。